和泉市における障がい者地域自立支援協議会等に関する取組みについて

和泉市福祉部障がい福祉課

１．和泉市の概要について（令和3年3月末時点）

■人口　184,813名

■障がい者手帳所持者数

〇身体障がい者手帳　7,176名

〇療育手帳　1,773名

〇精神障がい者保健福祉手帳　1,735名

■障がい福祉サービス利用者数　1,680名

２．人員体制について

■人員体制

課長１名・課長補佐１名

〇障がい者支援係

　係長１名・主任５名・主事４名・会計年度任用職員２名（手話通訳者）

〇障がい者医療係

　係長１名・主任３名・主事２名

■業務内容

〇障がい者支援係

　身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳

障がい福祉サービス・障がい者支援区分認定審査会

補装具・日常生活用具・移動支援・日中一時支援・重度障がい者訪問入浴　など

　施策推進協議会・自立支援協議会・各種専門部会

　手話通訳者等派遣・手話等の普及啓発（条例関係）

　障がい者虐待防止・障がい者差別解消・成年後見制度

３．障がい者基幹相談支援センター等について

■設置箇所数

〇障がい者基幹相談支援センター１か所

〇障がい者相談支援センター４か所（基幹含む）

■障がい者基幹相談支援センターの業務内容

〇総合相談支援

〇相談支援体制・ネットワークの構築

〇障がい者地域自立支援協議会・各種部会の運営

〇障がい者虐待防止センター　など

４．障がい者虐待防止について

■対応体制

市（係長、障がい福祉サービス担当者を中心に）及び障がい者虐待防止センターにて連携して対応している。

■障がい者虐待件数（令和２年度）

〇養護者虐待　通報４件（うち、認定４件）

〇施設従事者虐待　通報３件（うち、認定２件）

５．和泉市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」とする。）について

■協議会での課題等

・和泉市では「和泉市附属機関に関する条例」に基づき、協議会を設置している。

・協議会で活発な協議ができていなかった。

・第5期障がい福祉計画の策定にあたり、障がい者に対する支援体制の強化、また国が示す基本指針における成果目標を達成するため、協議会の改変に取り組む。

■協議会の改変

・平成29、30年度に協議会の下部組織として「相談支援部会」「就労支援部会」「地域移行部会」「地域生活支援拠点部会」を設置する。

　事務局会議・定例会議などの機能をもつ場として、「障がい者地域自立支援協議会推進会議」を設置する。

・第5期障がい福祉計画中に部会などの協議の場は設置でき、支援体制の基礎の整備は一定達成できた。

■「支援の質向上・ICT活用プロジェクトチーム（以下「PT」とする。」の発足

・部会の取組みや令和3年度報酬改定（障がい者虐待防止関係含む）の動き、日ごろの業務を通じて、協議会や現行の部会だけでは対応できないものが多くあることを認識する。

・協議会は条例に基づく附属機関であるため、柔軟な対応が困難であり、より現場に即した柔軟かつ実効性のある検討の場が必要と考える。

　→PT発足の考えに至る。

・PT発足について、令和2年度末実施の協議会にて協議を行い、承認を得て取組みを進めることとする。

６．ＰＴの取組み

■目的

　「支援の質」の向上に関する取組みを進めることで、質の高い日々の支援につなげる。

　ICTの活用による業務効率化を図ることで、日々の支援の質の向上に集中することができる。

　※事業者の主体性を最大限引き出し、取組みを進めるものとする。

■取組み経過（令和３年度）

１　市のホームページや部会等において事業者の公募を実施（６・７月）

２　顔合わせ及び課題抽出（KJ法を用いて）、カテゴリー化を実施（８月）

３　課題をもとにカテゴリー化の実施（９月）

４　カテゴリーごとでの課題の統合・整理、取組みの方向性などを整理（１０・１１月）

５　取組みの方向性などに基づき、取組みのアイデア出し（１月）

６　取組み内容の整理（２月）

７　チーム編成（３月）

８　チームごとで取組み開始（令和４年度４月～）

■PTにて協議している内容

１　障がい福祉サービスの利用支援について

①情報収集・共有、②マッチング

２　支援に関すること全般

①個別支援、②就労支援、③共同生活援助、④居住支援、⑤家族理解・家族支援

⑥8050問題・親亡き後、⑦制度

３　社会資源

①居宅介護、②移動支援、③計画相談、④医療的ケア

４　インフォーマルな資源について

①サービスでは対応できないもの

５　多機関連携

①支援における連携、②事業所間での連携・情報共有

６　医療機関との連携

７　制度間の連携

　①児・者・介護の連携

８　業務の効率・事務作業について

　①連絡調整の効率化、②事務作業の効率化

９　人材育成・確保・スキルアップ

　①人材育成の体制、②人材育成の手法、③人材確保、④スキルアップ

１０　権利擁護

　①虐待防止、②意思決定支援

１１　引きこもり・居場所

　①居場所・支援、②支援

１２　地域課題

　①啓発、②課題抽出、③地域力

１３　感染症・災害など緊急事態への対策

　①新型コロナウィルス、②BCP（業務継続計画）

１４　地域自立支援協議会

■PT参画機関・事業者

・計画相談支援

・短期入所

・生活介護

・就労継続支援B型

・障がい者相談支援センター

（事務局）

・障がい者基幹相談支援センター

・和泉市障がい福祉課

計１４名

■まとめ

　障がい者虐待防止においては、ケースワーク技術や関係機関との連携、虐待防止の視点、早期発見・通報に係る周知啓発が重要である。

一方で、これらをより効果的に行うためには、日ごろの関係事業者等との連携体制の構築、関係事業者等の職員の育成、支援スキルの向上、地域を含めた幅広い多機関協働、効果的・効率的な情報共有等の仕組みなど様々な角度からのアプローチが重要である。

PTによる取組みを進めることで、全体的な支援の底上げ、ネットワークの構築を図ることができ、障がい者虐待の防止につながるものと期待される。

